PCB廃棄物を保管している事業者のみなさまへ

# 処分を忘れていませんか？

## PCB処理費用は高額で非生産的ですが、将来的にさけられないものです。

PCBは昭和47年に製造が中止になりました。
PCB保管事業者には、保管状況等について毎年届出を提出するとともに、適正な保管と平成39年3月31日までの処分が義務付けられています。

## PCB廃棄物とは？

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

## 主なPCB廃棄物と処理期限

高圧トランス（例）

高圧コンデンサ（例）

安定器（例）

**法律で処理期限が定められています（罰則もありますのでご注意ください）**

■高濃度PCB（低濃度PCB以外のもの）

◆トランス・コンデンサ　⇒平成35年3月31日まで(注1)
◆安定器等（蛍光灯・水銀灯定器等）　⇒平成36年3月31日まで(注1)

■低濃度PCB（0.5mg/kg～5000mg/kg）　⇒平成39年3月31日まで

**主な罰則**
① 期限までの適正処理違反⇒3年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金または併科（特措法）
② PCB廃棄物を不法投棄⇒法人には3億円以下の罰金（廃掃法）

注1　北関東以北は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の北海道事業エリアの処理期限

# 早期処理で問題解決しませんか?

## 今のままだと…

- 漏洩事故
- 保管場所
- セキュリティ
- 毎年の行政報告

etc…

## 早期処理でこんなメリットが!

- 環境事故の回避
- 管理コスト削減
- 保管スペースの有効利用

## お客様の状況に応じて処理終了まで最適な処理フローを提案します

**現地調査**
- ・コスト削減提案
- ・補助金等の導入
- ・指定容器割引等

**処理フロー検討**
- ・高濃度　・低濃度
- ・普通産廃

に応じた処分方法

**処理見積の提案**
- ・高濃度　・低濃度
- ・普通産廃

に応じた処分方法

**契約～処理**
- ・運搬計画
- ・安全対策

### 分別調査も行います!

コスト削減

分析していない機器や安定器を、機器一つごとに確認、分別し、必要に応じて分析を行い、計量し報告書にまとめます。

分別で処理費を削減しませんか?

◆PCB廃棄物の処理は、現地調査や各種報告、保管場所からの搬出、保管場所から処分先までの運搬、処分場での処分まで、漏洩防止などの厳格な管理が義務づけられており、専門的な知識と技術が必要となります。

## 仲田総業だからできる、安心と安全なお仕事!

## 「優良産廃処理業者認定取得」栃木県・宇都宮市ほか

情報セキュリティも万全です。(ISO 27001:情報セキュリティマネジメントシステム認証取得)

**ご相談はお早めに!** 高濃度PCBの処理は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の事業エリア(栃木県は北海道事業所で処理)の一か所で行います。順番待ちなので完了するまで**3年以上**かかる場合もあります。

**まずはご相談から!お気軽にご連絡を!** TEL.028-635-2151

NAKADA GROUPは、美しさを護りつづけます。

ISO 9001:品質マネジメントシステム 認証取得／
ISO 14001:環境マネジメントシステム 認証取得／ISO 27001:情報セキュリティマネジメントシステム 認証取得


NAKADA GROUP

仲田総業株式会社

栃木県宇都宮市川田町768-1


お客様のプライバシーを守ります SDM Secret Documents Management

栃木県・宇都宮市「優良産廃処理業者認定」を取得しています。


HP.http://www.nakada.tv/
E-mail:n.info@nakada.tv